

「知事とみんなの愛顔でトーク」における意見・提言の県施策への反映事例

年度	地方局	テーマ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
23	東予地方局 (今治市)	鳥獣害対策に係る猟期の前倒しについて	大三島では、5年前に西条の猟師さんに山に入ってもらったところ、こんなに鳥獣の密度の高い山は初めて見たと言われるくらいすごい状態だった。集落に12キロに渡る防護柵を作ったが、それでも入ってくるイノシシはいるし、他の集落では、怪我人も出ている。今、猟期が11月15日から後ろは1ヵ月延長し3月15日までになっているが、みかんの極早生、早生は11月15日では間に合わない。半月か1ヵ月の前倒しをお願いする。	<p>狩猟期間については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条において、毎年11月15日から翌年2月15日までと規定されている。本県では、イノシシ(県内全域)、ニホンジカ(県内全域)について、「特定鳥獣保護管理計画」を策定しており、平成23年度に検討した結果、平成24年4月1日から当計画を改定し、11月15日から翌年3月15日までの狩猟期間を前倒しして11月1日から3月15日までと延長した。</p> <p>更なる延長については、登山や紅葉狩り、キノコ狩り、野草狩りなどの一般の方の入山数がピークを迎える時期であり、狩猟者の立場からも誤射などによる一般の方への被害リスクが高いことなどから、狩猟期間の延長は難しいと思われる。</p> <p>なお、狩猟期間に関わらず、有害鳥獣の捕獲は市町の許可で実施可能。</p> <p style="text-align: right;">【県民環境部】</p>
		有害鳥獣による農作物被害について	私の地域でも、有害鳥獣による農作物への被害が深刻感を増している。このままでは、農家は生産意欲を失い、耕作放棄地が拡大する。最近では、山間部だけでなくあらゆる所で見られる。島嶼部では、イノシシの柑橘に及ぼす影響が大きく、被害額も相当なものになる。私達農民も自助努力をし、地域全体で被害防止に取り組んでいるが、今では、個々で防止出来る域を遥かに超えている。今後は、行政の力により、農業者が安心して農業を出来るよう有効な施策を講じて欲しい。鳥獣害対策班を設けたとのことだが、この成果を大いに期待する。	
23	中予地方局 (久万高原町)	有害鳥獣対策について	久万高原町においても、農家が、心をこめて作った農作物が、イノシシ・サル・シカ等の野生動物に荒らされて、収穫が出来なく非常に悔しい思いをしている。最近では、人家近くまで出てくるため、生活への不安も囁かれている。猟友会に駆除を依頼したり、電気柵を設置したりと努力はしているが効果はなく、高齢化が進み、経済的・体力的に限界だという声も聞くようになった。行政にも努力していただいているが、各市町村が個々に取り組むには限界が来ていると感じるので、県、市町が一丸となり、もっと大掛かりな広域的な対策が必要。	
23	東予地方局 (四国中央市)	大規模災害に対する情報の共有化について	建設業界の団体では、県と大規模災害の協定を結び、震度5強以上の地震が起これば、県からの指示がなくても会員企業がそれぞれの担当エリアをパトロールするが、担当エリアの情報共有化を徹底してほしい。山間部を担当する企業には予め分かっている危険箇所を、市街地を担当する企業には耐震改修が必要だがまだ実施していない橋梁等の場所を、沿岸部を担当する企業には液状化の危険がある箇所や津波に関する情報を共有出来れば、夜間に起こって自動的にパトロールに行く時でも、効率的に出来、パトロール員の二次的災害の防止にも繋がる。	<p>県と応急対策施工業者の情報共有については、大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目で、県は応急対策業務を実施するために必要な資料として、緊急輸送道路、災害危険箇所等の位置図等の資料を作成し、あらかじめ(社)愛媛県建設業協会に提供しておくものと定めており、災害危険箇所等の防災情報を一元的に掲載した災害危険箇所総括図を作成し、平成17年に協会各支部に提供しているので活用をお願いしたい。</p> <p>なお、総括図に掲載している情報以外で県及び協会が必要と認める情報については、追加で情報共有を図る。</p> <p style="text-align: right;">【土木部】</p>
23	中予地方局 (伊予市)	海藻類(ヒジキ)の養殖技術の情報提供について	ヒジキの海草の値段が、1.3倍から1.5倍になった。恐らく東北地方の海藻類の漁獲高の減少が、逆に影響したのではないかという気がする。改めて、愛媛県の私どもを含めた島が、日本でも最高の優秀な海藻が採れる地域であるということを知ることが出来た。そして我々も、ヒジキの海草の床を増やしていこうという運動を始めた。昔から愛媛県の水産試験場の技術は海藻類に関しては日本一だと、つまりは世界一だと思っている。愛媛県のそういうせっかくの技術を、我々に常に情報提供してほしい。	<p>ヒジキの産地化・ブランド化を推進するため、松山市が「瀬戸の島ヒジキ産地化推進事業」を実施しているが、ヒジキ藻場を拡大するための場所の選定や手法については、県の栽培資源研究所の意見を取り入れながら進められている。</p> <p>このほか、県では、ヒジキ養殖の早期事業化を目指し、種苗生産技術や養殖技術の確立に取り組んでいるところであり、得られた成果や技術は、適宜情報提供する。</p> <p style="text-align: right;">【農林水産部】</p>

「こんにちは！知事です」における意見・提言の県施策への反映事例

年度	地方局	テーマ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
22	東予地方局	産業遺産を活用した観光振興について	別子銅山への観光客が急増しており、観光を視点としたまちづくりへの理解と早急な取組みを提案する。別子銅山などの近代化産業遺産をどう活用するのか、近代化産業遺産に特化した東予地域の観光資源活用戦略を立案してほしい。東予地域の観光情報手段として、近代化産業遺産を中心とした歴史文化の体験、学習、観光情報のデジタルアーカイブ化の在り方を検討し、作ってほしい。「記憶の継承・地域の絆プロジェクト」として、新居浜市や経済団体、NPO、企業関係者、一般住民が協力しながら語り部の育成などに取り組んでいるが、この活動への協力・支援をお願いしたい。	<p>東予地方局地域政策課が、23年度地方局予算として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の近代化産業遺産の保存・活用方策を検討する協議会の設置</li> <li>・遺産の調査研究や「語り部」の発掘等を行う記録・記憶の伝承事業</li> </ul> <p>などの実施する「近代化産業遺産を活用したまちづくり推進事業」を予算化しました。</p> <p style="text-align: right;">【東予地方局】</p>
21	東予地方局	県からの封筒への点字表記について	県からの書類が封筒が届くが、現在の封筒では、視覚障害者は県からの郵便だと気付かない。視覚障害者のために点字で県など行政からの封筒だと分かるようにできないか。	<p>全ての公用封筒に直接点字表記を行うためには、多額の経費が必要となるため対応は困難ですが、あらかじめ発送先が視覚障害者とわかる場合や視覚障害者からの要望がある場合には、封筒に県からの書類であることが認識できるよう点字シールを貼ることにより、個別の事情、要望に沿った形で対応します。</p> <p style="text-align: right;">【総務管理課】</p>

年度	地方局	テーマ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
21	中予地方局	障害者が製作した商品の販売対策について	<p>障害者の社会参加のために子規記念博物館の前で行ったふれあい市では、ある団体の2日間の収益がそのメンバーが行っている作業所での1ヵ月の収入を上回ったと聞いた。そこで、定期的開催できないかと思ってある団体に尋ねてみると、子規博の駐車場は松山市だが、その後ろの通路の所は県の所有ということで、なかなか一体化したイベントがしにくい、また、ふれあい市を定期的に行うにはいけないというお返事を頂いていると聞いた。</p> <p>実現すれば障害者の団体にとって定期的に出で行ける場所にもなるのに、それを阻むものが、市と県との窓口の問題であったり、時間的に許可が下りにくいということであったりするので、窓口の一本化はできないか。</p>	<p>道後公園は都市公園であり、公園内に臨時売店等が乱立すると、景観を損なったり他の公園利用を阻害する恐れがあるため、都市公園内での物品販売は法令上規制されており、お花見時期の臨時売店と指定管理者が行うもの以外は認めていませんが、指定管理者については許可を受け「湯築市」というイベントを主催しており、このイベントに参加する形で様々な方々が出店されています。</p> <p>一方、子規記念博物館は松山市の管理施設であり、博物館の敷地内でも「ふれあい市」等、同博物館主催によるイベントが開催されていますが、同じ道後公園内の施設ですので、可能な限り連携をとって公園全体の活性化を図っていききたいと思います。</p> <p>なお、指定管理者に確認したところ、昨年1月に開催した湯築市には既にお遍路倶楽部さんにも出店していただいたようですが、22年度も5月以降年6回程度開催予定ですので、こうした機会を活用し、障害者の方々の活躍の場、また、道後を訪れる方々のふれあいの場をご提供いただければと思います。</p> <p>【都市整備課】</p>
20	南予地方局	地域交通に取り組むNPO等に対する支援について	<p>八幡浜市日土町では路線バスが減便あるいは一部廃止された。</p> <p>このため、NPO「にこにこ日土」を立ち上げ、白ナンバーで運送業ができる過疎地有償運送事業を6月に開始したが、ガソリンの高騰が採算の確保に大きく響いている。</p> <p>生活の中に密着したNPO法人がなくなれば、地域が崩壊してしまうような事態になりかねないような局面になっている。何か、アドバイスしてほしい。</p>	<p>20年度に創設した県単補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」のメニューにおいて、新しい輸送サービスへの支援策として、運行初年度に多額の経費がかかる車両購入費やシステム関連経費等運行設備費への財政支援にも対応しており、NPO「にこにこ日土」についても、車両購入費について八幡浜市と共に補助を行いました。</p> <p>【企画調整課】</p>
19	(旧) 西条地方局	産物への鳥獣害防止対策について	<p>四国中央市の中山間ではイノシシやサルに農産物が食い荒らされるので、駆除をしないと農業をする意欲が湧いてこない。</p> <p>狩猟期間を延ばすなどにより、鳥獣害を駆除してほしい。</p>	<p>県では、農作物の被害対策として、四国中央市やJAうま等と連携を図りながら、防護柵の設置や有害鳥獣捕獲を実施するとともに、特に、被害の大きいイノシシは、第2次適正管理計画を策定し、狩猟期間の延長や休猟区での狩猟を可能としたほか、ニホンジカ、ニホンザル等の他の鳥獣についても、有害鳥獣捕獲頭数の制限緩和等を行っています。</p> <p>さらに、四国4県によるイノシシ・ニホンジカの一斉捕獲を実施するなど、適正管理と被害防止の両面から、広域的かつ効果的な対策を講じているところです。</p> <p>【担い手対策推進室】</p>
19	(旧) 西条地方局	NPO法人への寄付金の免除措置について	<p>NPO法人への寄付は減免にならない。</p> <p>このため、県が一旦寄付金を受け入れ、免除された上でNPOに配り、共助に携わるNPOを育てるシステムを作してほしい。</p>	<p>平成20年4月1日に、寄附者が所得税又は法人税の確定申告を行うことにより税法上の優遇措置が受けられる「あったか愛媛NPO応援基金」を設置し、積立てた寄附金を活用してNPO法人の活動経費に対する助成や育成支援を行う制度を創設しました。</p> <p>【県民活動推進課】</p>
19	(旧) 八幡浜地方局	県産木材利用の常設相談窓口の設置について	<p>愛媛県では、40年から50年生の木が大半を占めている。</p> <p>県民が家を建てる時にその木材を利用してもらうため、生産者や製材業者と共同で、常設の相談窓口を設置することを検討してほしい。</p>	<p>平成20年5月30日から林材業振興会議に委託して、「木と暮らしの相談窓口」を常設し、木造住宅や木材利用全般に関する相談に幅広く応じるとともに、県産材を使用した木造住宅の良さや木材利用の意義を積極的に普及啓発しています。</p> <p>【林業政策課】</p>
18	(旧) 八幡浜地方局	肱川流域でのボランティア参加について	<p>肱川流域で「水中眼鏡」という会を結成し、グランドワークの考え方に基いて、市民と市と企業と3者のボランティアで一つの事業をしている。よりよい肱川のため、今後は県にも参加してほしい。</p>	<p>平成19、20年の夏に行われた清掃ボランティアに大洲土木事務所の職員17名が参加、協力しました。</p> <p>また、肱川流域清流保全推進協議会に所長が委員として参画しています。</p> <p>【大洲土木事務所】</p>
18	(旧) 宇和島地方局	不妊治療への助成拡大について	<p>不妊治療は保険が利かないので1回の治療費に50万円程かかる。県では、年に1回、10万円の補助金制度があるが、もう少し増額してほしい。</p>	<p>国の助成制度拡充にあわせて、県でも平成19年度より、1回の治療につき10万円を限度に、1年度2回まで助成を拡充しました。所得制限額についても、対象の90%が助成を受けられるように、夫婦の所得の合計額を650万円から730万円に緩和しました。</p> <p>【健康増進課】</p>
17	(旧) 今治地方局	海の駅構想への協力について	<p>上島町は、瀬戸内海「海の駅」設置推進会議に加入している。海の駅を設置するには、係留施設が必要であり、弓削港は県の許可が必要であるので協力してほしい。</p>	<p>上島町が運営主体となり、弓削港の県有棧橋を利用した「かみじまちょう・ゆげ海の駅」が平成20年2月13日に新規登録されました。</p> <p>また、同日付で岩城漁港においても「かみじまちょう・いわぎ海の駅」が登録となっています。</p> <p>【港湾海岸課】</p>
17	(旧) 松山地方局	農業後継者育成のための異業種交流について	<p>農業後継者と、商工業や観光など異業種の人々が共に研究する機会が年間を通じてあれば、地域の活性化、農林業の活性化につながっていくのではないかと。</p>	<p>県では、平成20年度に意欲ある農業者や県内外の民間企業等を会員とした「あくぐりすとクラブ」を設立し、農業を起点としたビジネス展開をすすめるとともに、販売・加工業者などのニーズを生産現場に直接取り入れ、農業経営の拡大・多角化を促進しています。</p> <p>【担い手対策推進室】</p>
17	(旧) 八幡浜地方局	グリーンツーリズムにおける宿泊施設としての民家の活用について	<p>グリーンツーリズムが盛んになっているが、自分たちの居住スペースを活用して宿泊施設として利用できるように規制緩和できないか。</p>	<p>国・県の規制を緩和した「愛媛型農林漁家民宿」の開業を支援するため、平成19年1月25日付けで愛媛県農林漁家民宿認定要綱を施行しました。</p> <p>【農政課】</p>